

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人至学館（以下、「この法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員報酬月額、別表1の俸給表のとおりとし、理事長及び副理事長の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

- ② 役員賞与及び退職慰労金は別表2、別表3に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日に支給するものとする。(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (2) 賞与 役員賞与は、原則として6月1日及び12月1日(以下、この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に6月及び12月に支給する。ただし、基準日前1ヵ月以内に、役員が就任または死亡があった場合は、賞与は退任(死亡を含む)した役員に支給することとし、新たに就任した役員には支給しないこととする。
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヵ月以内に支給する。

- ② 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- ③ 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- ② 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- ③ 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第6条 常勤の役員のうち、理事長については、通勤手当の支給は行わず、タクシーの利用をもってこれに替える。その他の常勤の役員の通勤手当の支給については、学園職員給与規程第2条第2項を準用する。

ただし、職員として同手当を受給している役員への重複支給はしない。

(旅費等)

第7条 役員及び評議員の一般出張、理事会、評議員会の出席に係る旅費、日当、宿泊料については別表4のとおり定める。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

(全面改正)

(経過措置)

この規程の施行に伴い、平成4年4月1日より実施の「役員報酬規程」及び「評議員の一般出張及び評議員会の出席に係る旅費の取扱いについての内規」については、同日より廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

(別表2、3、4の改正)

別表1 俸給表

号 俸	常勤（月額）				非常勤（月額）	
	理事長	副理事長	理事	監事	理事	監事
1	1,000,000 円	500,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
2	1,100,000 円	600,000 円				
3	1,200,000 円	700,000 円				
4	1,300,000 円					
5	1,400,000 円					
6	1,500,000 円					

別表2 賞与及び退職慰労金算式

(賞与)

理事長	理事長以外の役員
6月の賞与 俸給月額×1.25×1.5ヵ月	6月の賞与 俸給月額×1ヵ月
12月の賞与 俸給月額×1.25×1.5ヵ月	12月の賞与 俸給月額×1ヵ月

(退職慰労金)

役員（非常勤含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・別表3の退職慰労金算定乗率表に基づき、在任年数に応じた乗率を退職時の役員報酬月額に乗じた額を支給する。 ・学園にとって多大な貢献度があった者には、必要に応じて加算金を支給する。

別表 3

役員退職慰労金算定乗率表

在任期間		役員退職慰労金
以上	未満	計算乗率
	6月	1.85
6月	1年	1.85
1	2	2.30
2	3	3.25
3	4	4.20
4	5	5.00
5	6	6.25
6	7	7.50
7	8	8.75
8	9	10.00
9	10	11.25
10	11	12.50
11	12	13.88
12	13	15.25
13	14	16.63
14	15	18.00
15	16	19.38
16	17	20.75
17	18	22.13
18	19	23.50
19	20	24.88
20	21	31.76
21	22	33.58
22	23	35.39
23	24	37.21
24	25	39.02
25	26	44.55
26	27	51.53
27	28	48.51
28	29	50.49
29	30	52.47
30	31	54.45
31	32	56.27
32	33	58.08
33	34	59.90
34	35	61.71

在任期間		役員退職慰労金
以上	未滿	計算乘率
35	36	63.53
36	37	63.53
37	38	63.53
38	39	63.53
39	40	63.53
40	41	63.53
41	42	63.53
42	43	63.53
43	44	63.53
44		63.53

別表 4

役員及び評議員の一般出張、理事会、評議員会の出席に係る旅費の基準

			日 当	※宿泊料	旅 費		
					鉄 道	船 舶	航空機
役員	一般出張	理 事 長	7,000 円	30,000 円	名古屋駅までの往復のグリーン席相当料金を支給する。	1 等	理事長以外の役員については、その都度、理事長の許可を要する。 (理事長については、国内は特別席料金、国外はファーストクラスとする。)
		副 理 事 長	6,000 円	25,000 円			
		理 事 ・ 監 事	5,000 円	24,000 円			
	理事会	理 事 長	支給なし	30,000 円			
		副 理 事 長		25,000 円			
		理 事 ・ 監 事		24,000 円			
	評議員会	理 事 長	支給なし	30,000 円			
		副 理 事 長		25,000 円			
		理 事 ・ 監 事		24,000 円			
評議員	一般出張	評議員	10,000 円	15,000 円	名古屋駅までの往復のグリーン席相当料金を支給する	1 等	その都度、理事長の許可を要す
	評議員会	評議員	10,000 円	15,000 円			

1. 理事会、評議員会が同日に開催される場合については、役員の評議員会出席に係る旅費等の支給はしない。
2. 鉄道、地下鉄、旅客自動車、モノレール、リムジンバス等の運賃は、旅程に応じて旅客運賃の実費を支給する。